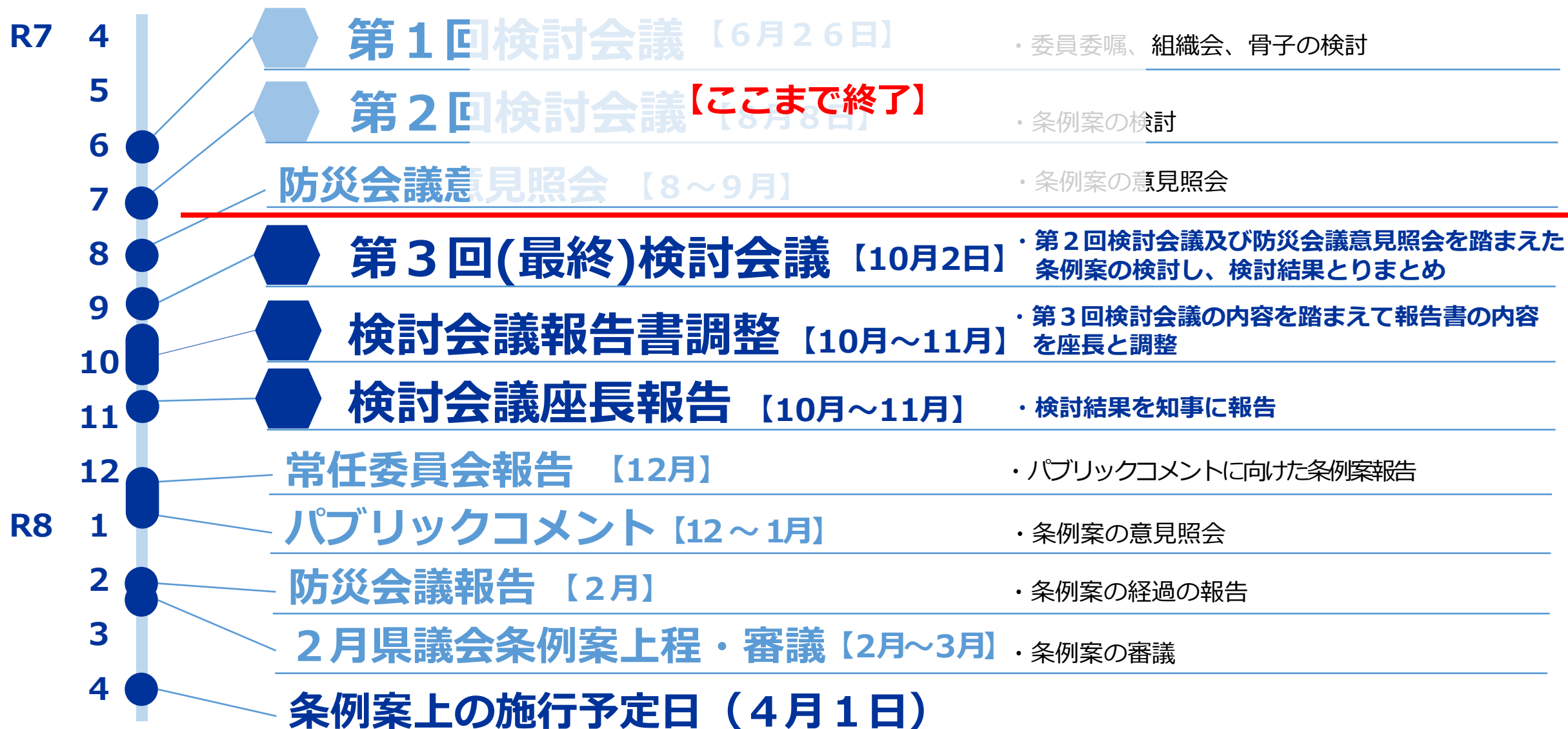


防災条例案の検討状況と 案文について

危機管理局防災危機管理課

現在の状況と今後の予定



条文案の概要

区分	概要
○ 特徴	◆ 自助・共助を中心とした構成 ◆ 「自分の命は自分で守る」ことを基本理念に規定 【第3条第1号】 ◆ 「正しい情報」を収集して避難の判断等をするよう規定 【第13条第2項】 ◆ 県民等が主体的に防災活動に取り組む期間「防災ウィーク」を設定 【第16条】
○ 本県の課題対応	◆ 人口減少や高齢化等により、消防団及び自主防災組織等の担い手不足、地域の防災力の低下が見込まれるという本県の課題を踏まえ、県民等は、自主防災組織等による共助の活動に協力するよう努めること、消防団及び自主防災組織等の活動を理解し、積極的に入団及び参加するよう努めることを規定 【第3条第5号、第9条】
○ 県民等の行動促進	• 県民、事業者等に求める具体的な取組みを規定 【第7条～第14条】 • 上記の取組み等、県民等による防災活動の促進のために県が講ずる施策を具体的に規定【第15条】 • 県民等が主体的に防災活動に取り組む期間「防災ウィーク」を設定 【第16条再掲】 → これらが効果的に組み合わせられることにより、県民等の具体的な防災に関する取組の促進が期待される

全体の構成と規定の概要

規定	規定の概要	ポイント
■ 前文	本県の自然環境、過去の災害・災害リスク、公助の意思表示・限界、自助・共助の重要性を述べ、主体的な防災活動を促進することにより、災害に強い青森県を実現するため条例を制定する旨宣言	県は公助に全力で取り組むことを表明した上で、公助が行き届くには時間がかかることから、自助・共助の力で対応することが求められる、と県民が自助・共助に取り組む必要性を明記
■ 目的 【第1条】	県民等、県及び市町村の責務を明らかにすること等により県民等の主体的な防災活動を促進させ、災害に強い地域社会づくりに寄与	
■ 基本理念 【第3条】	防災対策は、自助、共助及び公助を基本とした上で、「自分の命は自分で守る」こと等を旨として行うことを規定	「自分の命は自分で守る」、他者の人格と個性を尊重して行動、減災・縮災、防災支援団体との連携等
■ 各主体の責務 【第4条～第6条】	- 県民等（県民、事業者、自主防災組織等）、県、市町村の責務を規定 - 県民等は、日常的に自助を実践すること、自主防災組織等による共助の活動等に努めること等を規定	市町村の責務は、災害対策基本法等の範囲で規定（「地域防災計画の定める事項の着実な実施を図る」）

全体の構成と規定の概要

規定	規定の概要	ポイント
■ 県民等の取組等 【第7条～第14条】	○ 事前の備え ・ 防災知識の習得等（研修会・訓練・ボランティア活動等への参加、事前の備え） ・ 備蓄、消防団・自主防災組織等への参加 ・ 事業者の対応（従業員の命を守る、事業継続、災害支援活動等のための備蓄、訓練実施） ・ 建築物等の倒壊による人的被害の防止 ・ 自主防災組織等の活動促進（防災知識の普及、訓練の実施、要支援者の支援等） ○ 発災前後の避難行動 ・ 避難指示の発令等に基づく避難、解除までの継続 ・ 正しい情報を収集し、自主的に避難 ○ 避難生活 ・ 主体的に避難所等の運営に携わる ・ 被災者一人ひとりの人格、個性、心身の状態に配慮	県民等に求める具体的な取組み、発災時の県民の具体的な行動を時系列で規定 ※県の施策（第15条）は、これらの規定に対応する形で規定

全体の構成と規定の概要

規定	規定の概要	ポイント																		
■ 県の施策 【第 1 5 条】	県民等による防災活動の促進のために講ずる施策を具体的に規定	県民等の取組等の各規定に対応する形で県の施策を規定																		
	<table><tr><td>7 条：防災知識の習得等</td><td>(1) 研修の実施、人材育成</td></tr><tr><td>8 条：生活物資の備蓄等</td><td>(2)備蓄の促進に関する普及啓発</td></tr><tr><td>9 条：消防団・自主防等への参加</td><td>(3)消防団員の確保・自主防等設立に向けた普及啓発</td></tr><tr><td>10条：事業者の対応等</td><td>(4)～(6)事業者に対する研修、普及啓発、理解促進等</td></tr><tr><td>11条：建築物倒壊等による人的被害防止等</td><td>(7)建築物の倒壊等による人的被害の防止に係る普及啓発等</td></tr><tr><td>12条：自主防等の活動促進</td><td>(8)自主防等の充実に向けた支援</td></tr><tr><td>13条：避難行動</td><td>(9)～(10)災害発生時等の情報収集・速やかな情報提供等</td></tr><tr><td>14条：避難所等生活環境確保</td><td>(11)避難所等の良好な生活環境確保のための市町村と連携した整備</td></tr><tr><td></td><td>(12)この他、県民等による自助及び共助の促進に関する施策</td></tr></table>	7 条：防災知識の習得等	(1) 研修の実施、人材育成	8 条：生活物資の備蓄等	(2)備蓄の促進に関する普及啓発	9 条：消防団・自主防等への参加	(3)消防団員の確保・自主防等設立に向けた普及啓発	10条：事業者の対応等	(4)～(6)事業者に対する研修、普及啓発、理解促進等	11条：建築物倒壊等による人的被害防止等	(7)建築物の倒壊等による人的被害の防止に係る普及啓発等	12条：自主防等の活動促進	(8)自主防等の充実に向けた支援	13条：避難行動	(9)～(10)災害発生時等の情報収集・速やかな情報提供等	14条：避難所等生活環境確保	(11)避難所等の良好な生活環境確保のための市町村と連携した整備		(12)この他、県民等による自助及び共助の促進に関する施策	
7 条：防災知識の習得等	(1) 研修の実施、人材育成																			
8 条：生活物資の備蓄等	(2)備蓄の促進に関する普及啓発																			
9 条：消防団・自主防等への参加	(3)消防団員の確保・自主防等設立に向けた普及啓発																			
10条：事業者の対応等	(4)～(6)事業者に対する研修、普及啓発、理解促進等																			
11条：建築物倒壊等による人的被害防止等	(7)建築物の倒壊等による人的被害の防止に係る普及啓発等																			
12条：自主防等の活動促進	(8)自主防等の充実に向けた支援																			
13条：避難行動	(9)～(10)災害発生時等の情報収集・速やかな情報提供等																			
14条：避難所等生活環境確保	(11)避難所等の良好な生活環境確保のための市町村と連携した整備																			
	(12)この他、県民等による自助及び共助の促進に関する施策																			
■ 防災啓発期間 【第 1 6 条】	県民等が主体的に防災活動に取り組む期間を設ける	昨年度から設けている「防災ウィーク」を条例に位置付け																		
■ 財政上の措置 【第 1 7 条】	県は、県民等による自助及び共助の促進のための施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努める	本県の理念条例の形式に沿って規定																		